

みんなで防ごう障害者虐待

「障害者虐待防止法」を知っていますか。この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を進めるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

障害者虐待とは

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合があります。

- ① **身体的虐待**
例：平手打ちにする・殴る・蹴る・つねる・縛り付ける・閉じ込める・不要な薬を飲ませるなど
- ② **性的虐待**
例：性交・性器への接触・裸にする・キスをする・わいせつな話をする・わいせつな映像を見せるなど
- ③ **心理的虐待**
例：怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間はずれにする・子ども扱いする・無視するなど
- ④ **放棄・放任（ネグレクト）**
例：十分な食事を与えない・不潔な環境で生活させる・必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど



▲障害者の社会参加を進めるためにも虐待防止を！

- ⑤ **経済的虐待**
例：年金や賃金を渡さない・勝手に預貯金を使う・金銭を渡さないなど
- 対象となる障害者**
- 身体障害者
 - 知的障害者
 - 精神障害者
 - その他、心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人
- ※障害者手帳を取得していない場合も含まれます

虐待を早期発見するために

虐待されている人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者がSOSを出さなかったりするケースがよくあります。虐待の早期発見には、サインを見逃さないことが大切です。

- 相談・問い合わせ
福祉課福祉係 TEL 23・1157

成年後見制度

財産や権利を守る

成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金（財産）の管理や、日常生活上のさまざまな契約（身上監護）など、本人だけでは不安や困難なことを支援する人（後見人）を決めて、その本人の財産や権利を守ることを目的とした制度です。

虐待する養護者が反対した場合でも、障害者を保護するために市長の判断で利用を始めることもできます。

後見人の役割

財産管理

本人の預貯金管理不動産処分など、財産に関する契約についての助言や支援

身上監護

介護・福祉サービスの利用や、福祉施設への入退所手続き、費用の支払いなど、日常生活に関する契約の支援

福祉課では、成年後見制度の普及啓発や相談を行っています。気軽に相談してください。

公共施設白書作成、現状と課題が明らかに

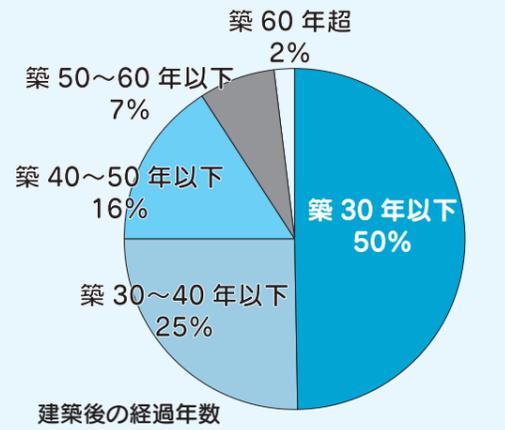
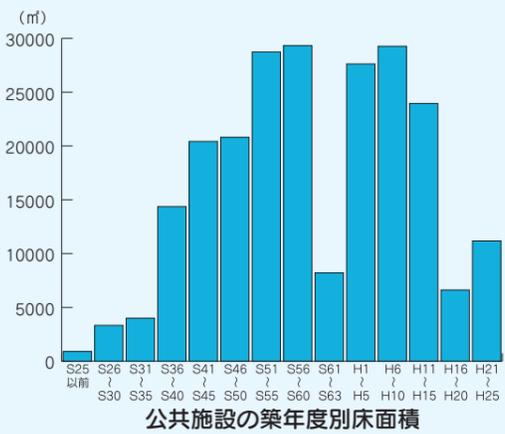
公共施設の大量一斉更新問題

その1

私たちの生活の中で、欠かすことのできない学校や集会場、スポーツ施設。しかし、これら公共施設にも寿命があり、更新時期が一齐にやってくるようになっていきます。そこにはどんな問題があるのでしょうか。今回から4回にわたってこの問題について掲載します。

公共施設も年を取る！

合併前の長門市・三隅町・日置町・油谷町では、さまざまなニーズに対応するため、高度成長期以降、小・中学校や集会施設、公営住宅など多くの施設が整備されてきました。



これらの施設は、「公共施設」として、平成17年の市町合併後もその機能の多くを引き継ぎ、市民の皆さんの生活を支える大切な役割を担っています。ところが、多くの施設が老朽化しており、間もなく一斉に更新する時期を迎えます。その更新費用が多額に上る

どれくらい古くなっている？

「公共施設の築年度別床面積」の棒グラフは、市が保有する公共施設を建築年度別に分け、その床面積を表したものです。これによると、多くの施設が昭和40～50年代と平成に入ってから建てられたことがわかります。

さらに、「建築後の経過年数」の円グラフは、建築からの経過年数ごとの公共施設の面積を表しています。これによると、半分以上の施設が築30年以上を経過し老朽化が進んでいることがわかります。これらことから、今後一斉に更新時期を迎えることになり、その費用が市の財政にとって大きな負担となるのが予想されます。

以上のことから、公共施設

長門市公共施設白書を作成

そこで、施設のあり方について考える第一歩として、市が保有する施設の全体像を見える化した「長門市公共施設白書」を作成しました。

白書では、建物の状況、利用の状況、維持管理コストや将来の建て替え費用など、さまざまな視点から現状と課題をまとめています。

この白書を契機に、今後、公共施設の課題・問題について、市民の皆さんとともに考えていきたいと思えます。

「長門市公共施設白書」は、市役所本庁・各支所・出張所のほか、市ホームページでも閲覧することができま

市民アンケートを実施します

公共施設に関する市民アンケートを実施します。無作為に抽出した市内2、000世帯に調査票を郵送しますので、協力をお願いします。

■問い合わせ 総務課経営改革室

TEL 23・1121